

第1章

中国共産党中央と全国人民代表大会 －「82年体制期」の党の指導と変容－

諏訪 一幸

要約：

中国共産党の統治方法は、時代とともに変化してきたが、改革開放期の大きな特徴の一つは制度化であり、そのための法整備である。この要請に対し、党はどのような役割を果たそうとし、それはどのように変化してきたのだろうか。本章は、立法権を有する全国人民代表大会に対する党中央のかかわり方を考察することで、現行憲法下（82年体制期）の中国共産党の変貌（中華人民共和国における中国共産党の立ち位置の変化）の大まかなイメージを描き出そうというものである。考察の結果、党中央は法整備を進めるうえで、(1)党の意志を国家意思に転嫁するための、全人代に対する指導者として、(2)それを確保したうえでの、全人代の協働者として、そして、(3)統治の正当性確保のための民意の具現者として、立ち回っていることが判明した。また、党中央の役割を一層明確にするためには、全人代「常務委員会」に対するさらなる考察が必要であることも明らかになった。

キーワード：中国共産党中央、全国人民代表大会、党規約、憲法、正当性。

はじめに

1977年に再度の復活を果たした鄧小平が目指したものは、中国共産党（以下、党とも称す）による一党支配には手を付けないとの前提で、己を失脚に追い込んだ文化大革命（以下、文革とも称す）のような政治的混乱を二度と起こさない体制づくりにあった。鄧によると、そのようなシステムは、制度化や法制化、法治化によってもたらされるもので、したがって、おのずと人民代表大会（以下、人代とも称す）制度重視につながるものだった。

毛沢東が指名した後継者である華国鋒を追い詰め、1978年の第11期党中央委員会第3回全体会議（以下、11期3中全会）で政治闘争から経済建設への転換を党として確認させた鄧小平は、1982年9月の第12回党全国代表大会（以下、第12回党大会あるいは12大）を経て、改革開放政策を本格化させる。そして、その党大会から3か月後に開催された第5期全国人民代表大会（以下、第5期全人代とも称す）第5回会議

は、1978 年制定の文革憲法を否定する改革開放期の憲法（82 年憲法）を制定した。同憲法は、その後 4 回にわたる改正を経たが、制定時の原型は現在においても保持されている。

中国共産党は本質的に、一党支配を当然視する革命政党である。しかし、その統治方法は柔軟性に満ち、時代とともに変化している。それでは、「制度化」の推進という視点から党を考察した時、改革開放期の国家システムにおいて、党はどのような役割を果たそうとし、そして、30 年以上の歳月を経て、その立ち位置はどのように変化しているのだろうか。

本章は、「82 年体制期」の党（82 年憲法体制下にある党）の変貌の大まかなイメージを、人代に対する「指導」、人代との「協働」といった視点から描き出そうというものである¹。そして上述の通り、筆者の関心が制度化にあることから、主たる考察対象は、立法権を有する全人代と同常務委員会、ならびに、そのカウンターパートたる党中央（政治局常務委員会、政治局、中央委員会）である。また、具体的な分析作業は、主として 82 年憲法の制定や改正プロセスにおける党の対全人代指導の態様とその成果としての改正憲法条文、それを行うに至った時代の要請などを取り上げることで行われる。

第 1 節 指導者であり続ける党

中国共産党は建国以来、一貫して国家の指導者だったが、1957 年以降、約 20 年にわたる無法時代、とりわけ 10 年の文革が党としてあるべき姿の再考を迫った。そのスタート地点は、やはり 11 期 3 中全会に求めることができる。同会コミュニケ（1978 年 12 月 22 日）は、「立法工作は今後、全人代とその常務委員会の重要な課題としなければならない」としたのである[中共中央文献研究室編 1987, 11]。これは、党と最高指導者の独善的振る舞いは法律によって否定される、そして、その作業は党ではなく全人代によってなされるという、文革終結間もない頃の、政治の安定を目指す党の前向きな姿勢を現したものだ。

改革開放期の最高指導者となった鄧小平自身、この時期、新たな国家構築の重要性を繰り返し指摘しているが、彼がイメージした政治システムは、「党の指導を堅持し、強化することに資する党と国家の指導体制」だった[鄧 1994a, 341]。全人代による立法工作は、そのような制度化の柱と位置付けられたのである。その一方で、経済システムとしては市場経済化が目指される。鄧小平によると、「市場経済は資本主義社会だけにおいて存在できるのであり、資本主義の市場経済しかないというのは、まったく間

¹ 人代制度に関する先行研究としては、加茂具樹[2006, 2013]がある。

違っている。(中略)。我々は、計画経済を主とするが、市場経済とも結合する。これが社会主義の市場経済」なのである[鄧 1994b,236]。新憲法制定をはじめとする改革開放期の法整備は、こうした政治経済的要請に従って展開することになる。

1. 78 年体制期の全人代と党中央

1954 年から 63 年までの 10 年間（第 1 期及び第 2 期）に計 9 回開催されて以降、全人代はほぼ機能停止に陥った。第 3 期（64～75 年）と第 4 期（75～78 年）には、それぞれわずか 1 回の秘密会議を開くことしかできなかったのである。しかも、この 2 回の会議の間隔は 10 年にも及び、さらに、75 年の第 4 期全人代第 1 回会議の会期はわずか 5 日で、今に至るも歴代最短だった。20 年近くに及ぶ中国政治の混乱を物語る。

文革期最後の全人代から約 3 年後の 1978 年 2 月に開催された第 5 期全人代第 1 回会議は、ポスト文革期初の全人代として、新たな憲法（78 年憲法）を制定することになるが、この憲法は過渡期的色彩が強い。そこで、本章の考察対象である 82 年体制期の特徴をより明確にすべく、本節では 78 年憲法を取り上げ、その制定プロセスにおける党中央の指導と憲法における全人代の位置づけなどについてみる。

まず、制定プロセスであるが、作業をリードしたのは「憲法改正委員会」である（中国語の「改正」には全面改正、すなわち、新憲法の制定も含まれる）。これは、純粋に党内組織であり、委員会主席は党主席の華国鋒、同副主席は同じく党副主席の葉劍英、鄧小平、李先念及び汪東興が務め、23 名の政治局委員と 3 名の同候補委員が委員を務めた。75 年憲法の制定も、党最高指導部で構成される「改正憲法起草委員会」（毛沢東主任、林彪副主任他、政治局委員 19 名、政治局候補委員 4 名、省級党核心小組責任者 24 名、その他 8 名から構成）によってリードされたので[劉・于・程 1999, 1358]、制定プロセスを党が支配するというスタイルに変化はない。

次に全人代については、憲法条文において、憲法改正や法律制定をつかさどる「最高国家権力機関」とされた（第 20 条）。であるにもかかわらず、國務院総理の選出は、「中国共産党中央委員会の提案」に基づくものであり（第 22 条（四））、「中華人民共和國の武装力は中国共産党中央委員会主席が統率する」（第 19 条 1 項）とある。最高国家権力機関とはされたものの、憲法規定上も、全人代に対する党中央の指導は絶対的だった。

これを 75 年憲法（文革憲法）と比較すると、何が見えてくるのだろうか。そこでは、全人代は「中国共産党の指導下にある最高国家権力機関」とされ（第 16 条 1 項）、「中国共産党中央委員会の提案に基づいて任免」されるのは、國務院総理のみならず、その構成員にまで及ぶとされたのである（第 17 条）。党がいかに強大であったかを物語る。もっとも、実践はそれをも上回るものだった。例えば、1976 年 4 月の華国鋒の総理任命と鄧小平の副総理解任は全人代の審議を経ない、毛沢東の意向に従った党政

治局の決定だったのである[馬、陳等 1989, 406; 蔡 2003, 66]。党は憲法さえも無視できる超法規的存在だった。

このように、憲法すら顧みない党の指導スタイルの徹底ぶりは、全人代の組織と活動を規定した「全国人民代表大会組織法」（1954 年 9 月 20 日の第 1 期全人代第 1 回会議で採択）を等閑視したことからも見て取れる。例えば、同法第 8 条によると、全人代に議案が提出できるのは、「国家主席、副主席、全人代代表、主席団、常務委員会及び各委員会、國務院」であり、また、第 21 条 1 項によると、全人代常務委員会に議案提出できるのは、「国家主席、副主席、全人代委員長、副委員長及び委員、民族委員会及び法案委員会、國務院」であり、党は含まれていない。しかし、党中央は、文革終了直後の第 4 期全人代常務委員会第 3 回会議（1976 年 11 月 30 日～12 月 2 日）では鄧穎超の全人代副委員長就任人事について、同第 4 回会議（1977 年 10 月 23 日～24 日）では第 5 期全人代の前倒し開催について、それぞれ議案を提出している[全国人大常委会弁公庁研究室 1991a,145]。

総じて言うに、78 年憲法にみられる党の優位性は、75 年憲法に比し表面的には多少薄まった。しかし、国家に対する党の優位を憲法で保証するという、文革期の無法ぶりを象徴する一部の条文は、依然として残されていたのである。なお、第 5 期全人代代表定数の 3500 という数字が（代表者数は 3497 名）、会場となる人民大会堂の一階座席数に基づいて決定されたというのは[蔡 2003,147, 175; 全国人大常委会弁公庁研究室 1991b,858]、いささか本末転倒である。

2. 82 年憲法「条文」から見た党中央と全人代²

82 年憲法では文革の影響排除が目指されたが、この方針は前述のとおり、憲法採択約 3 カ月前の 12 大で示されている。以下で確認するように、党大会で示された方針がその直後の全人代での審議に反映され、それが憲法の改正につながるという流れは、これ以降定着する。

12 大党規約（1982 年 9 月 6 日採択）は、大会直後に採択された新憲法がそうであったように、11 大党規約を全面改正するものだった。なぜなら、新規約前文で、「党工作の重点は、全国各民族人民を指導して、社会主義近代化經濟建設を行うことである」、「党は、憲法と法律の範囲内で活動しなければならない」[中共中央党校党章研究課題組編著 2004,239,241]などとされているからである。つまり、政治の時代に別れを告げ、今後は經濟建設に励む、党の暴走を許さないような法整備を進めるという 2 つの大枠が示されたのである。

² 以下の本文では、表 1 を適宜参照ありたい。

82 年憲法は 1982 年 12 月 4 日、第 5 期全人代第 5 回会議で採択されるが、それに先立って行われた憲法改正に関する説明の中で、彭真・副委員長（第 6 期委員長）は、過去 4 年間の政治の実践を振り返り、次のように述べている。「党と国家は全国人民を指導して、“文化大革命”の誤りを全面的に整理してきた。（中略）。現行憲法は、多くの点で現実と国家生活の必要性和相いれなくなってきたので、全面的に改正する必要がある」[彭 1982]。12 大方針の反映、継承と言えよう。

条文から見た、全人代の地位に関する最大の特徴は、人代制度強化の核心が常務委員会、中央においては全人代常務委員会の強化にあるとされたことである。これは、1979 年の第 5 期全人代第 2 回会議で採択された「地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法」が第 2 条で、県級以上の地方人代に常務委員会設置を規定していたことを受けての措置とも言えよう。当時、全人代常務委員会の事務方として新憲法制定作業に携わった研究者によると、制定に際しては、国家権力機関としての全人代の役割をいかにして有効に発揮させるかをめぐり、議論が戦わされたという。そして、その結果、全人代の規模と年一回開催という基本方針は変えず、常務委員会の組織と権限を強化することで、全人代としての地位向上を目指すこととなった[蔡 2003, 230-231]。具体的には、「全人代と同常務委員会は国家の立法権を行使する」（第 58 条）、「全人代常務委員長会議を設け、同委員会の重要な日常工作を処理する」（第 68 条 2 項）がそれにあたる。ただし、常務委員会が有する立法権限は、「全人代が制定する法律以外のその他の法律」の制定と改正となっており（第 67 条（二））、全人代との線引きが極めて曖昧である。この曖昧さが、その後の全人代常務委員会の地位向上につながったとも言えるのではなかろうか。1993 年の 8 期以降、とりわけ 9 期以降、全人代常務委員会は自身の起草工作进行を強化し、国务院の各部門が起草することでもたらされる弊害（自部門の利益重視）の減少に努力しているという。その結果、全人代常務委工作機関と専門委員会が起草した法律が全体に占める割合は、7 期が 25%、8 期が 33%、そして、9 期が 42%と上昇してきた[蔡 2003, 295]。なお、「常務」であることは、新憲法と同じタイミングで採択された全人代組織法の第 23 条 2 項（委員の兼職禁止）と第 29 条（会議の原則隔月開催）によって担保可能と考えられているようだ。

次に、憲法上の党の関与についてみると、中国共産党への言及は前文に限定されている。78 年憲法条文にあった「中国共産党中央委員会の提案に基づき、国务院総理の人選を決定する」は、全人代が選挙で選出した「国家主席の提案に基づいて」と改正されたのである。ただし、全人代に「適当な数の各少数民族代表」を、同常務委員会に「適当な数の少数民族代表」を入れるとの条文（第 59 条 1 項、第 65 条 2 項）の存在は、その選出プロセスにおける党の関与を連想させる。なぜなら、なんらかの強制力がなければ、こうした結果は保証されないからだ。

3. 「党の意志」実現のための保証措置

上述の通り、党の超法規的地位は憲法条文からは消し去られたが、実際には周辺の措置によって、その指導が確保されている。これらの多くは、82年体制以前から行われてきたものである。以下、いくつかの代表的措置をあげる[諏訪 2004,118-120]。

第一に、憲法制定プロセス面での党中央の一貫したイニシアティブである。1980年9月に開催された第5期全人代第3回会議は、憲法改正と憲法改正委員会設立に関する「党中央委員会」の提案に同意した³。同会議はあわせて、葉劍英委員長を主任委員、宋慶齡と彭真の両副委員長を副主任委員とする憲法改正委員会（一般委員は103名）を設置したが、葉劍英は当時、党筆頭副主席であり、彭真は政治局委員だった。憲法改正委員会の指導部を党の最高指導者や指導部の一員が担い、メンバーの全て或いは絶対的多数を党員で占めるのは、54年憲法制定以降の伝統である[劉・于・程 1999, 1358-1359]。

第二に、代表の過半数が党員で占められている点である。新憲法採択の翌年から始まる第6期全人代の場合、代表の62.5%が党員だった。もっとも、75年から始まる第4期と78年から始まる第5期に占める党員割合が、それまでの5割台から一挙に7割台に跳ね上がっていたことに鑑みると、62.5%という数字はむしろ「後退」だ。この背景には、「中国は、共産党が指導する、多党合作制度の国家であることから、各級人代で占める共産党員割合は少なくとも60%以上、民主党派代表は通常20%近くにする」との考え方があったとされるが、これは、建国時の連合政府論的考えに回帰したものである。理念と現実のバランスをとった結果が62.5%という数字となったのであろう。次に、全人代常務委員会中の党員及び非党員割合についても、前者は7割前後、後者は3割前後とされている。さらに注目されるのは、委員長会議構成員に占める党員割合の高さである。全人代常務委員会の指導機構とも言える委員長会議（地方では主任会議）の場合、20人程度の構成員（委員長、副委員長、秘書長）のほぼすべてが党員で占められる[蔡 2003,217-220]。

第三に、大会を構成する代表団間の議論の統一を図るための措置がある。それは、党の意向に忠実な人物を「中央枠」代表として、各代表団に送り込むことによって確保される。こうした代表の候補者リストは、党中央と民主党派、無党派人士、人民団体の協議で決定され、当該候補者のかつての勤務地、原籍地などに送られる。第6期の場合、全代表の7%強にあたる220名の中央枠代表がいた[蔡 2003,155]。

第四に、党の意向に沿った法案のみの提出を可能とする措置がある。改正全人代組織法（1982年12月10日、第5期全人代第5回会議で採択、施行）によると、議案提出権のある組織、個人は、「全人代」に対しては「同主席団、同常務委員会、同専門委

³ 「第五届全国人民代表大会第三次會議關於修改憲法和成立憲法修改委員會的決議」
(http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/11/content_5004396.htm)。

員会、国務院（法制弁公室、各部委員会）、中央軍事委員会（法制局）、最高人民法院、最高人民検察院、全人代代表団、30人以上の委員」であり（第9条、10条）、「全人代常務委員会」に対しては「同専門委員会、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院、10人以上の常務委員」である（第32条）。さらに、党中央関連部門（一部の重要法案作成に参加することはあるが、自らの起草は少ない）、全国規模の社团や大衆団体も可能とされる[蔡 2003,292-294]。これらはいずれも、党のグリップが間違いなく効く組織あるいはグループである。

第2節 正当性確保を求め始めた党

社会主義的法治国家を目指す82年体制では、中国政治における全人代とその常務委員会の役割が高まった点に一つの大きな特徴がある。しかし、そのような全人代に対しても、党中央は指導のグリップを緩めていないことを前節で確認した。つまり、82年体制期においても、国家権力に対する党の指導は依然として絶対的なものである。

しかし、その後の4回に及ぶ憲法改正のプロセスと結果を考察すると、市場経済化深化の中で、時代の流れや一定の民意を敏感にかぎ取り、それを全人代の審議に反映させることによって支配の正当性を確保しようとする党の姿が見えてくる。筆者が「正当性確保を求め始めた党」とする所以である。

1. 趙紫陽時代の全人代と第1次改正（1988年4月12日）

6.4 天安門事件での「罪状」の一つとされたように、党政分離に代表される大胆な政治改革の推進が趙紫陽時代（1987年1月～89年5月）の最大の特徴である。

1987年10月25日から11月1日にかけて開催された第13回党大会（以下、13大）において、趙紫陽は初日に政治報告を行い、政治体制改革への意気込みを語った。その中では人民代表制度に関し、「人代及び同常務委員会の各職能改善、立法工作と法律監督の強化」及び「全人代、とりわけ同常務委員会の組織建設強化」について言及されている。一方、今回の大会でなされた党規約改正は、党内民主の発揚と基層組織の再編という問題意識に基づく小規模なものだったが、その含意には浅からぬものがあった。まず、党内民主については、中国共産党史上初めて、中央委員候補者選出に際して差額選挙が実施された⁴。これは、党内民主推進プロセスにおける重要なメルクマールである。次に、基層組織の再編では、国家機関党组⁵の廃止と人民代表大会の非国

⁴ 「中央委員差額選挙」(<http://news.hexun.com/2012-08-15/144757819.html>)。

⁵ 党委員会と異なり、党组の設立は上級党組織の指示によるもので、そのメンバーも選挙ではなく任命による。したがって、党组の示す方針は上級党組織の直接的意向であり、党组は設置された組織内の実質的な最高意思決定機関としてふるまう。

家機関化（人民代表大会は従来、国家機関とされてきた）という新たな方針が注目された。つまり、人民代表大会は、党がその内部で直接的な政治指導を行うことができる党組設置対象組織として位置づけられたのである。

一方、経済体制改革への取り組みに関し、趙紫陽は、「社会主義初級段階」論を提起した。また、3年前の12期3中全会決議以降使用されてきた「計画的商品経済」という表現に加えて、「社会主義商品経済」という新たな表現も使用した。「新しい経済運営システムは、国家が市場を調節し、市場が経済を導くというものである」として、指令性計画範囲の縮小や価格改革の実行が目指されることになったのである[趙 1992, 4-61]。

党大会の終了を受け、憲法改正作業が始動する。この作業は、第6期全人代第25回常務委員会（1988年3月5日～12日）が「憲法の一部条文改正に関する党中央委員会の提案」を審議し、これを修正案として第7期全人代第1回会議（1988年3月25日～4月13日。この期の委員長は党政治局委員の万里）の審議にかけるよう求めるというプロセスを経た⁶。このように、今回の改正作業も党中央が取り仕切る形で進んだが、その中核をなしたであろう憲法改正委員会がいつ立ち上げられ、どのようなメンバーから構成されたかは、筆者が調べた限り明らかにされていない。

82年憲法の第一次改正がなされたのは、13大から約半年後の1988年4月12日のことである。改正はわずか2カ所という限られたものだったが、その内容は、旧来の社会主義理論への挑戦という点で、極めて重大かつ刺激的なものだった。第一の改正は、「国家は、法律が定める範囲内で、私有経済の存在と発展を認める」、「私有経済は、社会主義公有制経済の補充である」との文言を含む条文が新たに設けられたことである。改革開放期の経済成長の多くが非公有セクターの発展に依っていたのは、周知の事実ではあった。しかし、慎重な言い回しながらも、私有経済の法的地位を憲法で明確にしたことが、その後の高度成長を可能とする法的、理論的基礎となったのは間違いない。そして、第二の改正は、「土地の使用権は法の規定に基づいて移譲できる」とした点である。これもまた、社会主義理論の核心部分への挑戦だった。つまり、使用権を所有権と切り離すことで、土地の有効利用や大規模農業化が目指されたのである。

この時の憲法改正に関し、国務院副総理を当時務めていた田紀雲は、その回顧録の中で、興味深いエピソードを紹介している。田によると、党大会後の1988年初、国務院は7点の修正意見を出したが、激論の結果、採用されたのは2点だけだった。採用されなかったものの中には、「前文に、『我が国は現在、社会主義初級段階にある』を加える」や「第10条にある『国家は、経済計画の総合的バランスと市場調節の補助作用を通じ』という部分を『計画のある商品経済を実行する』に改める」などの提案が

⁶ 「中国共産党中央委員会関与修改中華人民共和國憲法個別条款的建議」
<http://fxylib.znu.edu.cn/new/ShowArticle.asp?ArticleID=4793>。

あったという[田 2009, 479]。改革派とされた趙紫陽や田紀雲らに対する党内外からの風当たりは、かなり厳しかったということなのかも知れない。

次に、憲法改正とは直接関係ないものの、第 1 回会議では、制度構築面において、党中央と全人代の関係－民主の発揚と後者に対する前者の指導確保という相矛盾する二つの課題の実現－を考えるうえで重要な展開が見られた。

第一に、全人代常務委員選出選挙での差額選挙制度導入である。13 大では中央委員候補選出に際して差額選挙を実施しているので、今回の措置は、党内民主の党外民主への拡大ととらえることができるだろう。また、1986 年の「地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法」改正を受け、全人代に先立って行われた省級人代常務委員選出に際して、同級初の差額選挙が実施されたという角度からは、党外民主のレベルアップと解釈できる[蔡 2003, 234]。さらには、1980 年代後半の中国社会に広く存在していた自由な言論空間の反映であったとも言えよう⁷。

第二の注目点は、常務委員会内部の党組織をめぐる問題である。会議終了直後の 4 月 15 日、党中央は、全人代常務委員会党組の設立、常務委員会機関党組と同法制工作委员会党組の撤廃をそれぞれ批准している[中共中央組織部研究室 1990, 267]。これは、全人代常務委員会内に設置されていた複数の下位党組を撤廃し、最上位の党組を新たに設置することで、全人代に対する党中央の指導力を強化、統一しようとしたものと理解できる。

2. 江沢民時代の全人代と第 2 次、第 3 次改正

1989 年 6 月から 2002 年 11 月まで、合計 13 年強に及ぶ江沢民時代には 2 回の憲法改正が行われた。この改正がもたらした最大の成果は、中国が社会主義市場経済にあり、しかも、それが長期にわたるとしたことである。これは、鄧小平の「南巡講話」[鄧 1993, 370-383]をきっかけに爆発的発展を始めた経済実態の追認であり、政策に対する一種の民意の反映であった。一方、党中央・全人代の指導・被指導関係についてみると、特筆すべき新たな制度的措置はとられなかった。

(1) 第 2 次改正（1993 年 3 月 29 日）

「6.4」後の中国は、政治改革を進めた趙紫陽の失脚と西側先進諸国の対中経済制裁により、政治的には保守化が強まり、経済的には成長の鈍化にあえいでいた。しかし、1992 年初の鄧小平南巡講話が、そうした重苦しいムードを一挙に振り払った。

第 14 回党大会が開催されたのは、この年の 10 月である。大会初日に政治報告を行った江沢民は、南巡講話の勢いを借りて、「わが国の経済体制改革の目標は、社会主義

⁷ 当時の改革派論客としては、方励之（中国科学技術大学元校長）、嚴家其（中国社会科学院政治学研究所長）、鮑彤（趙紫陽秘書）らがいる。

市場経済体制を確立することである」と言い切った[江 1998, 18-19]。そして、改正となった党規約前文では、「社会主義市場経済を確立する」、「社会主義初級段階は 100 年間継続する」、「一部の地区や一部の人々が他に先んじて豊かになり、徐々に貧困を消滅し、共に豊かになることを奨励する」(筆者注：いわゆる先富論)などの文言が躍った。中国を「社会主義市場経済」社会に導き、それを党として承認するという鄧小平の念願が成就したのである。

党大会終了を受けて、第二次憲法改正が政権の視野に入ることとなり、喬石(政治局委員、次期全人代委員長)を組長とする「中共中央憲法改正小組」が直ちに立ち上げられた[劉・于・ 1999, 1359; 田 2011]。そして、第 7 期全人代最後の常務委員会にあたる第 30 回会議(1993 年 2 月 15 日～22 日)において、「憲法の一部内容改正に関する中共中央の提案」を第 8 期全人代第 1 回会議(3 月 15 日～31 日)の審議にかけることが決まった。

1993 年 3 月 29 日の憲法改正では合計 9 カ所に修正が施されたが、その指導理念は、市場経済化の本格的推進にあった。第一に、5 年前の第一次改正では葬り去られた「わが国は現在、社会主義初級段階にある」との文言が前文に加えられたことと、「国家は、社会主義公有制を基礎に、計画経済を実行する」との文言が「国家は、社会主義市場経済を実行する」に改められたことが指摘できる。この改正により、中国が目指すべき経済システム像が明確になった。第二に、「国营経済」が「国有経済」に、「国营企業」が「国有企業」に、それぞれ改められた。これ以降、国营企業の株式化が急速に進むこととなる。

「下海」という流行語が一世を風靡したのは、まさにこの時期である。南巡講話に続く、党規約と憲法の改正で、「金儲けにお墨付きが出た」ことを鋭く感じ取った多くの官僚が、市場経済の大海に次々と飛び込み、清濁混在の中国スタイルを築いていくこととなる。

(2)第 3 次改正(1999 年 3 月 15 日)

1997 年 9 月 12 日から 18 日にかけて、第 15 回党大会(以下、15 大)が開催され、第 2 期(趙紫陽失脚後の 13 期後半を 1 期とみなすと第 3 期)江沢民政権期が始まった。高度経済成長の開始、国際社会での地位向上、そして、「改革開放の総設計師」である鄧小平の死去という大激動を経た後の党大会だった。

大会初日の政治報告で江沢民は、鄧小平個人と鄧小平理論を大いに持ち上げた。そして、改正された党規約には、当然のことながら「鄧小平理論」が書き入れられた。これは、ポスト鄧小平時代の開始を告げる合図でもあったが、江沢民は政治報告の中で、「社会主義初級段階は、中華民族の偉大な復興を実現する歴史的段階である」とも述べている。愛国主義に頼る江沢民の政治スタイルの発露である。

今回の憲法改正作業も、15 大開催を受けて始まった。改正にあたっての党中央の基本方針は、政治報告を基に適切な憲法改正を行うこと、その際の原則は、「改正の必要があり、しかも既に議論が煮詰まった問題に対してのみ改正を行い、改正してもしなくてもいい問題については改正を行わない」というものだった[田 1999]。そこで、李鵬を組長とする「中共中央憲法改正小組」が設立されるが、そのタイミングは、彼が総理を辞し、全人代委員長に就任した第 9 期全人代第 1 回会議（1998 年 3 月）前後のことと思われる⁸。

小組設立後の改正プロセスは次のようなものだった。まず、小組によって、部分改正に関する初歩的見解が出され、それを政治局常務委員会がチェックし、続いて政治局会議が原則同意する。そして、1998 年 12 月 5 日、意見聴取のため、この改正案が省級党委、党中央直属機関、中央国家機関党組（党委）、解放軍総政治部、各人民団体内の党組といった組織及び中央委員、同候補委員といった個人に送付される。こうした党内プロセスを経て、12 月 21 日以降は民主党派などの党周辺組織や個人、法律及び経済専門家からの意見聴取が行われ、プロセスは再び党内に戻る。党中央は聴取した意見を基に、再度の修正を施し、政治局常務委員会会議と政治局会議を経て、最終的な改正案を確定させる。そしてこの改正案は、第 9 期全人代第 7 回常務委員会（1999 年 1 月 29 日～30 日）に回され、第 9 期全人代第 2 回会議の審議にかけられることとなったのである[田 1999]。

同会議は 1999 年 3 月 15 日、第 3 次改正案を採択する。今回の改正では 6 カ所に修正がなされたが、最大の特徴は、非公有制経済の地位が著しく向上したことである。それは、「わが国は現在、社会主義初級段階にある」が「わが国は、今後長期にわたって社会主義初級段階にある」に、「社会主義市場経済を實行する」が「社会主義市場経済を發展させる」（以上、前文）に、そして、「都市農村の個人経済は、社会主義公有制経済の補充である」が「個人経済、私営経済などの非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である」（第 11 条）にそれぞれ改められた点に如実に表れている。なお、前 2 回の改正が指導部交代期に行われたのに対し、今回の改正は、江沢民時代の中盤で行われている。したがって、その意味では、より江沢民色の強いものであったと考えられる。

以上が憲法改正にかかわる部分だが、この期の全人代の立法作業で特筆すべきは、立法法の制定だろう（2000 年 3 月 15 日、第 3 回会議で採択）。これは、前年の憲法改正において、「中華人民共和国は、法に依る統治を行い、社会主義法治国家を建設する」（第 5 条 1 項）とされたことの象徴的な実践と位置づけられる。

⁸ 全人代の 3 月 5 日開幕は、1998 年から定例化している。

立法法の条文中、全人代の職権との関連で最も注目されるのは、前述の議案提出権に加え、法案提出権を有する主体が初めて明確にされたことである。同法第12条1項と第13条1項は、「全人代」に法案を提出できるのが「全人代主席団、全人代常務委員会、国务院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院、全人代各専門委員会、各代表団或いは30名以上の代表（の連名）」であること、第24条と第25条1項は、「全人代常務委員会」に法案を提出できるのが「委員長会議、国务院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院、全人代各専門委員会、10名以上の常務委員（の連名）」であることを定めている⁹。第二の特徴は、全人代における委員長会議の重要性が改めて確認され（上述）、強化されたことである。とりわけ、「常務委員会の審議日程にあげられた重要な法律案については、委員長会議の決定を経て、法律草案を公布し、意見を求めることができる」とされた点は（第35条）、全人代による民意の集約という視点から、大いに注目される（これは、「パブリック・コメントの募集」を進めるということである。この問題については後述）。

3. 胡錦濤時代の全人代と第4次改正（2004年3月14日）

失脚劇が続いたため、中国共産党ではルールに則った最高指導部の交代がなかなかなされなかった。したがって、江沢民から胡錦濤へのバトンタッチは、建国後初の正常な指導部刷新という点で、党史に歴史的な一頁を刻むこととなった。

2002年11月8日から14日にかけて、第16回党大会（以下、16大）が開催されたが、大会の主役は、この大会をもって総書記を辞任する江沢民であり、その基調は、2000年初から彼自身が提起し続けた「3つの代表」だった。労働者や農民を階級的基盤とする前衛政党たることを放棄したとも受け取れるこの考え方に対しては、当初より強い反発の声が党内からも出ていた。筆者の認識では、「3つの代表」論は、江沢民の強引な政治手腕も手伝い、「社会主義市場経済」論を上回るほど深刻な発想の転換を党に迫るものだった。それだけに、その政治報告において、「“3つの代表”という重要思想の全面的貫徹」を求めることのできた江沢民には強い成就感があっただろう。当然のことながら、改正党規約には「“3つの代表”」が書き入れられ、私営企業主ら「その他の社会階層中の先進者」の入党が認められることとなった。

「3つの代表」の党規約入りは、全人代に対して新たな任務を付与することとなった。つまり、その延長線上に生じる課題として、江沢民は政治報告の中で、「私有財産を保護する法律制度の整備」を求めたのである[江 2006, 20, 25-26]。

⁹ つまり、党は法案提出権を有していないのである。しかし、歴代の憲法改正草案は、すべて党中央から全人代常務委員会に提出されている。この矛盾を党はどう説明するのだろうか。

党大会と「两会」（全国政治協商會議と全国人民代表大會）の終了を受け、第4次憲法改正作業が動き始めるが、この作業は、以下の3つのステップに分かれる¹⁰。

第一のステップは、指導グループの設立である。2003年3月27日、中央政治局常務委員会は会議を開催し、中央憲法改正小組の設立と呉邦国（全人代委員長、政治局常務委員）の組長就任、ならびに、16大方針に基づいて憲法改正を行うことを決定した。

第二のステップは、党中央による憲法改正草案の作成であるが、今回はこのプロセスで、「民主の発揚」という観点から大きな改善があったという。すなわち、党中央が改正案を作成し、その後に関係者からの意見聴取を求めるという従来からのスタイルを改め、まずは憲法改正に対する省級人代常務委党組の見解や要望を聴取することから始めた。こうして上げられた要望をたたき台に、中央憲法改正小組は、改正草案作成作業を進めるが、このプロセスで関与するのは、政治局常務委員会、政治局、省級党委員会、党中央及び各中央省庁党組（党委）、解放軍総政治部、各人民団体党組、民主党派、無党派人士、そして、経済や法律の専門家らである。そして、10月14日の16期3中全会で、「憲法の部分改正に関する中共中央の提案」が採択され、全人代常務委員会に送られることになる。

第三の、そして、最後のステップは、全人代での審議と採択である。この審議は、第10期全人代第6回常務委員会会議（2003年12月22日～27日）から始まる。同会議は、党中央の提案を審議、細かい修正を施した後、改正草案を全会一致で採択し、これを全人代常務委員会の改正草案として、翌2004年の同期第2回全国代表会議に上程することを決定した。そして3月14日、同会議は予定通り憲法改正案を採択する。ちなみに全人代審議では、王兆国が2回にわたって憲法改正に関する説明を行っているが、1回目は党政治局委員として（第6回常務委員会）、そして、2回目は全人代副委員長として（第2回全国代表会議）である。こうした役職の使い分けからは、全人代の議論はあくまでも党がリードするという党の原則（戦略）と、全人代を通じて党の意志を国家の意志に転化するという党の政策（戦術）の双方が見て取れる。

今回の改正結果（14カ所）には、「3つの代表」論の影響が強く看取されるが、ポイントは2点にまとめることができる。第一に、私有財産保護がうたわれたことである。

¹⁰ 「我国現行憲法第四次修改經過」

(http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-03/08/content_1352428.htm)。

「改革開放30年憲法修改歷程」

(<http://www.ahradio.com.cn/news/system/2011/06/24/001622097.shtml>)。

「中共中央關於修改憲法部分內容的建議（全文）」

(<http://www.chinanews.com/n/2003-12-22/26/383870.html>)。

「中華人民共和國憲法修正案（草案）說明全文」

(<http://news.qq.com/e/20040308/000457.htm>)。

「国家は、個人経済、私営経済の合法的権利と利益を保護する」を「国家は、個人経済、私営経済といった非公有制経済の合法的権利と利益を保護する。国家は、非公有制経済の発展を奨励、支持、指導する」に改められ（第 11 条 2 項）、「公民の合法的私有財産は犯すことができない」が書き加えられ（第 13 条 1 項）、「国家は、法律の規定に基づいて、土地を収用できる」の後半が「土地を収用し、補償を行うことができる」に改める（同 3 項）などした。これらの改正は、農地の強制収用や強制立ち退きに対する強い社会的不満に応えたものと考えられる。第二に、人権尊重の条文が加わったことである。すなわち、第 33 条 3 項として、「国家は、人権を尊重し、保護する」が設けられた。この改正には、おそらく、2003 年に発生した「孫志剛事件」¹¹に対する党と国家としての反省という意味合いもあるのではなかろうか。

以上、本節で見てきたとおり、82 年体制下での 4 回に及ぶ憲法改正は、全人代に対する党中央の指導とそれを確保した上での協働といった大枠の中で行われてきた。とりわけ、第 4 次改正において、改正草案作成プロセスでの民意重視と、おそらくはその結果としての、個人財産保護や人権尊重を旨とする条文改正に、大きな特徴を見ることができる。

ある全人代常務委員会関係者は、4 回の改正に見られる手続き上の変化を次のようにまとめている。(1)中国の憲法改正（制定を含む）は、1954 年施行の初代憲法以来、憲法改正に関する党中央の提案によって始まる。(2)従来は、党中央が憲法改正案を作成した後、全人代でそのまま審議採択されるという方法が採られてきた。しかし、現行憲法に対する第 1 次から第 3 次の改正の場合、党中央が提出した修正案を基礎に、全人代常務委員会がこれを受理、審議し、正式な修正案として全人代に提出するというプロセスを経た。つまり、憲法改正に、全人代常務委員会が関与するようになった。(3)第 4 次改正では、2 つの新たな措置が指摘できる。第一に、党中央委員会の関与である。従来の修正は、中央政治局会議が討論、採択した修正案を全人代常務委員会に送る形でなされてきたが、今回は党中央委員会総会で審議、採択されるというプロセスが加わった。第二に、全人代での審議システムやプロセスにおいても進捗があった。1988 年と 93 年の改正の場合、全人代主席団は、改正草案の審議状況に関する報告を行わなかった。1999 年の場合、主席団は報告を行ったが、草案に対するさらなる修正

¹¹ 2003 年 3 月、武漢の大学を卒業したばかりの青年「孫志剛」氏が、広州市内で身分証不携帯を理由に浮浪者収容所に連行され、暴行を受けたのち死亡する。この事実が伝えられるや、人権弾圧を非難する声がインターネット上であふれかえり、当局は火消しに躍起になる。そして、最終的には、孫氏連行の根拠となった「都市流浪者等収容移送弁法」が廃止される[嚴 2012, 76-77]。

は行わなかった。しかし、第4次改正の場合、主席団は審議報告を行った他、代表の審議意見に基づき、草案中の3カ所に修正を施したのである[許 2004,4-5]。

第3節 唯一の民意具現者を目指す党

これまで見てきたとおり、82年体制期の中国では、4回にわたって憲法が改正された。制度面において、それは、憲法上「最高国家権力機関」であるはずの全人代に対する党中央の指導（人事とプロセスを支配することで議論を主導）の下で行われた点を最大の特徴とする。しかし、その指導は無原則のものではなく、市場経済化の進展によってもたらされた経済、社会上の変化を十分踏まえたものだった。

第4次改正から半年後の2004年9月に開催された16期4中全会は、「執政能力建設強化に関する中共中央の決定」を採択したが、筆者は、その中の2点に注目している。第一点は、「執政党としての党の地位は生まれながらに備えているものでも、永遠のものでもない」との一節である。これは、55年前の新国家設立に正当性の根拠を求めることができないと悟った革命政党の危機感表明であり、新たな正当性を求め、そして確保し続けようとする与党として決意表明であろう。第二点は、そのための手段である。決定では、「人民代表大会制度を堅持し、改善する。（中略）。人民の意志を国家の立法、決定、執行、監督などの工作によりよく体现させ、人民の利益を守る」とされている[中共中央文献研究室編 2006,273,280]。第11期全人代（2008年3月～2013年3月）で、3人の農民工が初めて代表に選出されたことは[江巴吉才 2008]、1億人を超えるとされる農民工の「利益を守る」とことと彼らの慰撫に、党中央が神経を使っていることを示している。

誕生から1年以上経過し、権力基盤を強化しつつある習近平政権にとって、憲法改正はそろそろ俎上に載せてもよい課題だろう。その際、党として考慮すべきは、効果的な民意の取り込みと、全人代に対する強力な指導である。

1. 重視され始めたパブリック・コメントの募集

近年の立法活動において、全人代（正確には同常務委員会）がとりわけ重視している政策課題の一つが、パブリック・コメントの聴取である。これは、人民代表大会制度を真に「人民を代表する」制度とするための、全人代の取り組みの一環であると考えられる。

中華人民共和国法制史におけるパブリック・コメント募集の歩みは、概ね次のようなものだ。第一に、1954年、法律草案を対象とした初のパブリック・コメント募集が行われた。これは、建国後初めての憲法を制定する際に行われたもので、同年6月15日から2か月間余の間に、全国で約1億5千万人が議論に参加した。そして、憲法起

草委員会は、このようにして集め、聴取された意見に基づき、草案を修正した¹²。憲法改正にあたってのパブリック・コメント募集は、1982年にも行われており、4月26日から8月末まで行われた募集結果に基づき、草案中の100ヵ所近くに修正がなされた。第二に、2000年、立法法で言及された。前述の第35条である。第三に、2002年、全人代常務委員長自らがパブリック・コメント募集の重要性を指摘した。第9期全人代第5回会議開催期間中の3月9日、李鵬委員長は、「立法工作では民主集中制の原則を真剣に貫徹しなければならず、座談会、弁論会、公聴会、そして、法律草案の公布といった様々な方式を通じ、人民大衆と社会各方面の意見を幅広く聴取しなければならない」と述べたのである[李 2002]。第四に、「11期全人代常務委委員長会議はこのほど、同常務委員会で今後審議される法律草案は通常公開し、広く社会の意見を募る」ことを決定した(2008年4月20日新華社電)。その結果、これ以降は、ほぼすべての法案で意見募集が行われるようになり、1954年の全人代設立以降、2012年9月までにパブリック・コメントの募集が終了した法案は、全部で62例にのぼるという[田中 2013,15;「16部法律草案公開征求意见 "開聞立法"成為常態」2008;「全国人大常委会公布法律草案求意見將"常態化"」2008;高橋 2012,55]。

全人代へのパブリック・コメントの反映は、書簡でも可能だが、HPから寄せるのが簡便だ。全人代の公式HPにはコメントを募集している法案がすべて掲載されており、自分の所在地(省単位)或いは所属(解放軍)と職業を選択しさえすれば、誰でも自由に意見を述べることができる。意見募集の結果は、「全人代常務委員会法制工作委员会によって集計・分析が施されて資料としてまとめられ、同法案が次回常務委員会で審議される際の参考に供されている」[高橋 2012,56]。コメントを寄せた本人への直接のフィードバックは、現時点ではない模様だ。

2. 募集事例

ここでは、3つの事例をあげて、パブリック・コメント募集の現状を簡単に確認してみたい。

第一の事例は、婚姻法改正草案である。パブリック・コメントを「求めることができる」と規定した立法法施行の翌年、婚姻法改正草案に対する意見募集が行われた。募集期間は、2001年1月11日から2月28日までの約1ヵ月半である。募集期間終了後に記者会見を行った全人代常務委員会法制工作委员会の副主任によると、「各界大衆から、手紙、はがき、電話など計3829件を受理した。これは、ここ数年としては、もっとも多くの大衆が立法活動に関わったケースである。(中略)。大衆が関心を寄せる問題と、草案改正に際して全人代常務委員会委員が寄せる関心が基本的に一致してい

¹² 「54年憲法是第一部社会主义類型憲法」
(http://www.legaldaily.com.cn/zt2009/2009-07/22/content_1126733.htm)。

たので、意見の採用率は比較的高かった」[「修改婚姻法焦点問題詮釈」2001]。同改正草案は、募集締切2ヵ月後の4月28日、第9期全人代第21回常務委員会会議で採択されている。

第二の事例は、物権法草案に対するコメント募集である。2004年の第4次憲法改正で、私有財産保護がうたわれたことで、かねてからの懸案であった物権法の制定作業が本格化する。2005年7月10日の新華社電によると、1998年に始まった第9期全人代期間中から早くも審議が行われ、同常務委員会ですでに三審を経ていた物権法草案に関し、全人代常務委員会弁公庁は、同委員長会議の決定に基づき、同草案に対するコメントを社会から募集し始めた。そこで、省級人代常務委員会は、8月20日までに地元全人代代表らの意見を取りまとめ、全人代常務委員会法制工作委员会に報告することとなったのである。これに併せて、一般大衆も、全人代HPを通じて意見を寄せることができるとされた¹³。結局、1ヵ月余りの期間中に1万1543件のコメントが寄せられ、紆余曲折の後、2007年3月16日、第10期全人代第5回会議でようやく採択されることになる。

第三の事例は、労働契約法草案に対するものである。これは、近年では最も多くのコメントが寄せられた草案の一つで、2006年3月20日から4月20日までの間に、19万1849件ものコメントがあった。募集締切の翌日に記者会見を行った全人代常務委員会法制工作委员会副主任は、全コメントの65%が労働者から寄せられたものであるとして、利害関係者の見解は十分聴取されたとの姿勢を示している¹⁴。最終的に同草案は、2007年6月29日、第10期全人代第28回常務委員会で採択された。

おわりに

党が法整備を進める中で、各級人民代表大会、とりわけ全国人民代表大会は、中国の政治システムに占める地位を徐々に高めてきた。しかし、本章で見てきたとおり、党の指導グリップは確実に効いているため、地位の上昇と言っても、一定の枠の中でのことである。ただし、一党支配体制の絶対的堅持をうたう中国共産党と言えども、いまや「民意」なるものに極めて神経質であり、耳を傾けようとしていることも、これまた確かである。

本章では、党中央と全人代の指導・被指導関係や協働について扱ってきたが、この考察をさらに掘り下げるためには、全人代常務委員会の実態を明らかにすることが必

¹³ 「全国人大常委会公布物権法草案向社会广征意見」
(<http://npc.people.com.cn/GB/14957/3530609.html>)。

¹⁴ 「全国人大介绍劳动合同法草案广泛征求意见情况」
(http://www.china.com.cn/zhibo/2006-04/21/content_8784914.htm)。

要だろう。その最大の理由は、立法作業の多くが全人代ではなく、その常務委員会で
行われているからである。例えば、全人代で採択された法案（法律の補充改正、法律
問題関連決定などを含む）のうち、常務委員会で採択されたものは、第 6 期が 63 件中
の 52 件（全体の 82.5%）、第 7 期が 87 件中の 62 件（71.3%）、第 9 期に至っては 113
件中の 102 件（90.3%）にものぼっているのである[全国人大常委会办公厅研究室編 19
91b,545; 彭冲 1993; 李鵬 2003]。

検討課題は、大きく分けて 3 つある。第一に、常務委員、とりわけ、法律委員会に
属する常務委員の属性を明らかにすることである。具体的には、政治的背景（党员、
民主党派、無党派、その他）、経歴や専門分野、民族、性別などが考えられる。彼らは
一体、誰の利益を代表し、代表しようとしているのだろうか。また、2002 年 11 月の 1
6 大政治報告で、江沢民が呼びかけた「人代常務委員会メンバーの構成改善」とは一
体何を意味し、どのような変化が生じているのだろうか。なお、この文脈では、法制
工作委员会の活動実態についても明らかにする必要があるだろう。第二に、グループ
（分組）討論の実態の究明である。全人代常務委員会議事規則（1987 年 11 月 24 日採
択。2009 年 4 月 24 日改正）は、その第 9 条において、「常務委員会開催時は、全体会
議を開催し、グループ会議とグループ合同（聯組）会議を開催する」、「委員長会議が
確定した若干名のグループ会議招集人が、持ち回りで会議を主宰する。各グループの
構成者名簿は、常務委員会の事務機構が原案を作成し、秘書長が決裁する。これは定
期的に調整される」などとしている。グループ分けの基準とはどのようなもので、各
グループはどのような活動を行っているのだろうか。そして、第三に、パブリック・
コメント募集の現状を明らかにすることである。大衆は、どのような法案に関心を持
っているのだろうか。そして、募集の結果は、法案の修正と成立に、どのような影響
を与えているのだろうか。

これらの実態が明らかになれば、法制化社会実現のために全人代と民意を利用し、
時にはそれらと協働し、自らの権威と支配の正当性を確保し、高めようとする中国共
産党の輪郭はより鮮明なものとなるだろう。さらには、民意に対する対応ぶりによっ
ては、一党独裁の強硬イメージとは異なる、中国共産党の脆弱な一面が垣間見えてく
るかも知れない。

文献リスト

<日本語文献>

- 加茂具樹 2006.『現代中国政治と人民代表大会 人代の機能改革と「領導・被領導」関係の変化』慶応義塾大学出版会。
- 2013.「現代中国における民意機関の政治的役割—代理者，諫言者，代表者。そして共演—」『アジア経済』2013. 12。
- 巖善平 2012.「農民工—定住、それとも帰郷？」毛里和子、園田茂人編『中国問題 キーワードで読み解く』東京大学出版会。
- 諏訪一幸 2004.「中国共産党の幹部管理政策—『党政幹部』と非共産党組織」アジア政経学会編『アジア研究』第50巻第2号。
- 高橋裕介 2012.『中国全人代の基礎知識—全人代は議会なのか』日本国在中華人民共和国大使館。
- 田中信行編 2013.『入門中国法』弘文堂。

<中国語文献>

- 蔡定劍 2003.『中国人民代表大会制度（第四版）』法律出版社。
- 鄧小平 1993.「在武昌、深圳、珠海、上海等地的談話要点」『鄧小平文選』（第三卷）人民出版社。
- 1994a.「党和国家領導制度的改革」中共中央文献編纂委員会編『鄧小平文選』（第二卷）人民出版社。
- 1994b.「社会主義也可以搞市場經濟」中共中央文献編纂委員会編『鄧小平文選』（第二卷）人民出版社。
- 江沢民 1998.「加快改革开放和現代化建設伐，奪取有中国特色社会主义事業的更大勝利」中共中央文献研究室編『十四大以来重要文献选编 上』人民出版社。
- 2006.「全面建設小康社会，開創中国特色社会主义事業新局面」中共中央文献研究室編『十六大以来重要文献選編 上』中央文献出版社。
- 劉政、于友民、程湘清主編 1999.『人民代表大会工作全書（1949-1998）』新華書店。
- 馬齊彬、陳文斌等編書 1989.『中国共産党執政四十年』中央党史資料出版社。
- 彭真 1982.「關於中華人民共和国憲法修改草案的報告」『人民日報』12月6日第1版。
- 全国人大常委会办公厅研究室編著 1991a.『人民代表大会制度建設四十年』中国民主法制出版社。
- 全国人大常委会办公厅研究室編 1991b.『中華人民共和国人民代表大会文献資料匯編』中国民主法制出版社。

田紀雲 1999.「關於中華人民共和國憲法修正案（草案）的說明」1999年3月10日付『人民日報』第1版。

_____2009.『改革開放的偉大實踐—紀念改革開放三十周年』新華出版社。

「修改婚姻法焦點問題詮釋—人大常委会法工委副主任胡康生等答記者問」『法制日報』2001年5月13日。

許安標 2004.「世紀之初中國憲法的修改和發展」華東政法大學『法學』2004年第4期。

趙紫陽 1992.「沿着有中國特色的社會主義道路前進」中共中央文獻研究室編『十三大以來重要文獻選編 上』人民出版社。

「中共中央關於加強黨的執政能力建設的決定」2006.中共中央文獻研究室編『十六大以來重要文獻選編 中』中央文獻出版社。

「中共中央關於經濟體制改革的決定」1986.中共中央文獻研究室編『十二大以來重要文獻選編 中』人民出版社。

中共中央文獻研究室編 1986.『十二大以來重要文獻選編 中』人民出版社。

中共中央組織部研究室編 1990.『黨的組織工作大事記』北京大學出版社。

「中國共產黨章程」2004.中共中央黨校黨章研究課題組編著『中國共產黨章程編介（從一大到十六大）』黨建讀物出版社。

「中國共產黨第十一屆中央委員會第三次全體會議公報」1987.中共中央文獻研究室編『十一屆三中全會以來重要文獻選讀』（上冊）人民出版社。

<インターネット>

「第五屆全國人民代表大會第三次會議關於修改憲法和成立憲法修改委員會的決議」1980. http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/11/content_5004396.htm。

「改革開放 30 年憲法修改歷程」
<http://www.ahradio.com.cn/news/system/2011/06/24/001622097.shtml>。

李鵬 2002.「要加強和改進立法工作」、
<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/7501/7645/20020309/683164.htm>。

彭沖 1993.「全國人民代表大會常務委員會工作報告」
http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-10/19/content_2108984.htm。

「全國人大常委会公布法律草案求意見“常態化”」
http://www.gov.cn/zmyw200804c/content_949572.htm。

「全國人大常委会公布物權法草案向社會廣泛征意見」
<http://npc.people.com.cn/GB/14957/3530609.html>。

「全國人大介紹勞動合同法草案廣泛征意見情況」
http://www.china.com.cn/zhibo/2006-04/21/content_8784914.htm。

「16 部法律草案公開征求意见 “開聞立法” 成為常態」

<http://old.chinacourt.org/html/article/200804/22/297662.shtml>。

田紀雲撰文『回憶与喬石同志相处的歲月』

<http://www.lawtime.cn/article/111891235896329oo73053>。

「我国現行憲法第四次修改經過」

http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-03/08/content_1352428.htm。

「54 年憲法是第一部社會主義類型憲法」

http://www.legaldaily.com.cn/zt2009/2009-07/22/content_1126733.htm。

「中共中央關於修改憲法部分內容的建議（全文）」

<http://www.chinanews.com/n/2003-12-22/26/383870.html>。

「中國共產黨中央委員會關於修改中華人民共和國憲法個別條款的建議」

<http://fxylib.znufe.edu.cn/new/ShowArticle.asp?ArticleID=4793>。

「『中華人民共和國憲法修改案（草案）』說明全文」

<http://news.qq.com/e/20040308/000457.htm>。

「中央委員差額選舉」 <http://news.hexun.com/2012-08-15/144757819.html>。

図1 82年憲法下での全国人民代表大会

	現行憲法の制定（第5期全人代第5回会議）	第6期（1983-88。彭真・委員長）	第7期（1988-93。万里・委員長）と第1次改正(88)	第8期（1993-98。喬石・委員長）と第2次改正（93）	第9期（1998-2003。李鵬・委員長）と第3次改正（99）	第10期（2003-08。呉邦国・委員長）と第4次改正（04）	第11期（2008-13。呉邦国・委員長）	第12期（2013-18。張徳江・委員長）
代表者数	3497名（第1回会議時。1986年の改正で「3000人を超えない」）	2978名。	2970名。	2977名。	2980名。重慶と香港が加わり、計34代表団。	2985名。澳門が加わり、計35代表団。	2987名。	2987名。
代表構成（党員割合他）	党員72.8%、女性21.2%、少数民族10.9%（第1回会議時）。	党員62.5%、女性21.2%、少数民族13.6%（「共產党員割合は少なくとも60%以上。民主党派代表は通常20%弱。全人代における少数民族代表は通常12%以上」との方針）。	党員66.8%、女性21.3%、少数民族15%。	党員68.4%、女性21%、少数民族14.8%。	党員71.5%、女性21.8%、少数民族14.4%。	党員72.98%、女性20.2%、少数民族13.9%。	不詳（3人の農民工、初めて代表に選出）。	不詳（党政指導幹部代表1042名、労働者・農民代表401名）。女性23.4%、少数民族13.69%。
憲法における全人代及び同常務委員会の地位と権限	全人代は「最高国家権力機関」、「全人代と常務委員会は国家の立法権を行使する」と常務委の権限を強化。法整備方面につき、全人代の職権は「憲法を改正する」、「刑事、民事、国家機関及びその他の基本法を制定し、改正する」、常務委員会については、「全人代で制定すべき法律以外のその他の法律を制定し、改正する」。							
憲法制定・改正指導グループ	憲法制定委員会。葉劍英主任委員、2名の副主任委員（宋慶齡、彭真）の他に、103名の委員。		憲法改正指導グループメンバー不詳。	中共中央憲法改正小組。喬石が組長、彭沖ら5名がメンバー。	中共中央憲法改正小組。李鵬が組長。	中央憲法改正小組。組長は呉邦国。		
開催回数と日数（全人代と同常務委）		全人代は計5回、15日～19日間。常務委員会は計25回、1日～11日。	全人代は計5回、15日～20日間。常務委員会は計31回、1日～11日間。	全人代は計5回、13～17日間。常務委員会は計30回、1日～11日間。	全人代は計5回、11日～15日間（3月5日からの開催が定例化）。常務委員会は計32回、1日～9日間。	全人代は計5回、10日～14日間。常務委員会は32回、1日～7日間。	全人代は計5回、9日～14日間。常務委員会は計31回、1日～6日間。	第一回全人代の会期は13日間。常務委員会は5回開催（13年12月1日現在）、1日～5日間。
法案等採択数		37（なお、これに法律の補充改正10、法律問題関連決定16を加えた計63件中の52件が常務委員会で審議採択）。	60（これに法律問題に関する決定27件を加えた計87件中の62件が常務委員会で審議採択）。	85（これ以外に法律問題に関する決定33件。全人代と常務委員会の内訳不明）。	68（常務委員会で審議採択した法案、法律解釈案決定草案及び法律問題に関する決定草案は102件、常務委員会で審議の後、全人代に回して審議採択したものは7件。全人代で審議採択した法律問題に関する決定4件）。	不詳（憲法改正草案、法律草案、法律解釈草案及び法律問題関連決定草案を計106件審議し、100件採択）。	不詳（法律草案、法律解釈草案及び法律問題関連決定草案を計93件審議し、86件採択）。	
各種委員会		民族、法律、財經、教育科学文化衛生、外事及び華僑の6委員会。	内務司法を加えた7委員会。	環境保護を加えた8委員会。	農業・農村を加えた9委員会（「環境保護」を「環境資源保護」に改称）。			
憲法・改正内容			2か所。第11条に、「国家は、法律が定める範囲内で、私有経済の存在と発展を認める」、「私有経済は社会主義公有制経済の補充である」を追加。第10条4項、「土地の使用権は法の規定に基づいて移譲できる」と改正。	9か所。前文改正、「わが国は現在、社会主義初級段階にある」。前文追加、「中国共产党が指導する多党合作と政治協商制度は長期にわたって存在し、発展する」。第7条改正、「国営経済」を「国有経済」に。第8条1項改正、「農村人民公社」を削除。第15条改正（第17条も）、「国家は、社会主義公有制を基礎に、計画経済を実行する」を「国家は社会主義市場経済を実行する」に。第16条改正（第42条3項も）、「国营企業」を「国有企业」に。第98条改正、任期が5年の人代対象を「省、直轄市、区を設ける市」から「省、直轄市、県、市、市管轄下の区」に。	6か所。前文改正、「わが国は現在、社会主義初級段階にある」を「わが国は今後長期にわたって社会主義初級段階にある」に。前文に、「鄧小平理論」追加。第5条一項として、「中華人民共和国は法に基づいた国家管理を行い、社会主義法治国家を建設する」を追加。第6条を「社会主義初級段階において、わが国は公有制を主体とし、多くの種類の所有制経済の共同发展を基本とする経済制度を堅持する」に改正。第11条を「個人経済は社会主義公有制経済の補充である」から「個人経済、私営経済等の非公有制経済は社会主義市場経済の重要な構成部分である」に改正。	14か所。前文に、「“3つの代表”という重要思想」の追加。第13条の「国家は、法律の規定に基づいて、土地を収用できる」の後半を「土地を収用（徵収或者徵用）し、補償を行うことができる」に。第11条2項を「国家は個人経済、私営経済の合法的権利と利益を保護する」を「国家は個人経済、私営経済等の非公有制経済の合法的権利と利益を保護する。国家は非公有制経済の発展を奨励、支持、指導する」に改正。第13条を「公民の合法的私有財産は犯すことができない」に改正。第33条3項として、「国家は人権を尊重し、保護する」を追加。第30条、人代任期を一律5年に改正。		
特記事項	議案提出権のある組織、個人は、全人代に対しては同主席団、同常務委員会、同専門委員会、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院、全人代代表団、30人以上の委員。全人代常務委員会に対しては同専門委員会、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院、10人以上の常務委員（全人代組織法。1982.12。第5期全人代第5回会議）。	○全人代常務委員会の指導機構として、委員長会議を設置。○常務委員会開催時は、グループ（分組）会議とグループ合同（聯組）会議を開催。委員長会議がグループ会議の招集人若干名を確定、招集人が順番に会議を主宰。各グループの構成者名簿は常務委員会の事務機構が原案を作成し、秘書長が決裁。これは定期的に調整（全人代常務委員会議事規則。1987.11、第6期全人代第23回常務委員会）。	○常務委員選挙で差額選挙制度を導入。○委員の専従を禁止（人代代表法第5条3項）。○党中央は常務委員会党組の設立を批准。	○常務委員選挙での差額は7名。○1993年前後の地方人代選挙で中央推薦の省長候補者2名が落選。	○立法法施行。「常務委員会の審議日程にあげられた重要な法律案については、委員長会議の決定を経て、法律草案を公布し、意見を求めることができる」。○代表選出に際する、都市と農村間の一票の格差が4倍に縮小。	手続き上の変化。党内プロセス面で、今回は中央委員会で審議採択。党と全人代の関連性という点で、現行憲法の3回の改正の場合、党中央と全人代の間に、全人代常務委員会で党中央の提案を審議するというプロセスを入れた。全人代内部の問題として、今回の場合、主席団は審議報告を行った他、代表の審議意見に基づき、改正草案中の3カ所を修正。	パブリックコメントの聴取。全人代常務委員長会議はこのほど、「同常務委員会で今後審議される法律草案は通常公開し、広く社会の意見を募る」旨決定（2008年4月20日新華社）。	一票の格差なくなる。
開始時の時代背景	文革から改革開放への過渡期	改革開放の開始	社会主義市場経済の雛形誕生	社会主義市場経済の本格化	国家資本主義中国の誕生	「広範な大衆」の出現	正当性への危機感	無謬の党へ

（出所）使用した文献に基づき、筆者作成。